

UC PiTaPaカード

ご利用のご案内



CO11-20.01



UC PiTaPaカード

UC PiTaPaカードをお届けします。同封の「ご利用ガイド」と本紙を必ずお読みいただき、ぜひお役立てください。

年会費について

無料

ただし、1年間に一度もUC PiTaPaカードのご利用がない場合は、お1人様あたりPiTaPa維持管理料1,000円(税抜)が必要です(カードごとにご利用の有無を判定します)。

ご利用からお支払いまでの流れについて

- UC PiTaPaカードのご利用分はお持ちのUCカードのご利用分と一緒にご請求のうえ、ご指定の口座から自動引き落としとなります。
※UC PiTaPaカードのご利用代金は、UCカードの明細書に併記してお知らせしますので、PiTaPaご利用代金通知書送料100円(税抜)は不要です。
- 毎月1日～末日までのご利用内容を集計し、翌々月5日*にご指定の口座から自動引き落としとなります。
*金融機関が休業日の場合は、翌営業日の振替となります。
- お支払いは1回払いのみで、分割払いなどはできません。
※「リボ宣言サービス」をご利用の場合、お持ちのUCカードが「UCカード FreeBo! (フリーボ)」の場合は「リボ」となります。

ご利用枠

- UC PiTaPaカードのご利用枠は下記の通りとなります。

交通ご利用	1ヵ月	15万円(1ヵ月(1日～末日までの割引適用前普通旅客運賃の合計額))
ショッピングご利用	1日	3万円(カード1枚ごとに判定されます)
	1ヵ月	5万円
IC定期券ご購入	1ヵ月	20万円

ショッピングに使える、電車・バスがお得に!

京阪神を中心にPiTaPaが使えるお店は、約24,000店舗(2014年6月現在)。ご利用いただくと、「ショップdeポイント」が貯まり、500ポイント貯まると自動的に交通ご利用代金から50円を差し引きいたします。

[加盟店の一例] ディアモール大阪、Whityうめだ、なんばウォーク、甲子園球場、関西国際空港 など

このマークを目印にどうぞ ▶



重要なお知らせです!!

「PiTaPaご利用ガイド」などの記載内容と本紙記載内容が一部異なりますが、本紙が優先されますのでご注意ください。

PiTaPaご利用分に永久不滅ポイントは付きません。

- PiTaPaご利用代金通知書送料 ▶ 不要
※UCカードご利用代金明細書にて通知いたします。
- カード有効期限 ▶ 原則お持ちのUCカードと同一の有効期限となります。
※原則、有効期限が到来するまでに更新カードをお送りいたします。
- ジュニアカード・キッズカード ▶ 現在は、お取り扱いしておりません。

UC PiTaPaカードのご利用代金の確認方法

- UCカードご利用代金明細書にてご通知いたします。
PiTaPa交通ご利用 : PiTaPaショッピングご利用
・1ヵ月間のご利用総額を表示しております。 : ・1ヵ月間のご利用明細を表示しております。
- PiTaPaご利用の明細はPiTaPa交通ご利用エリアの主な駅などや、会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」でもご確認いただけます。
「PiTaPa倶楽部」 | <http://www.pitapa.com>

ご注意

ご利用枠を超えますと、その日あるいはその月末までご利用できません。ご利用枠は、本人会員と家族会員の方の合算となります。

※1ヵ月のご利用枠は、本人会員・家族会員(18歳以上)の合算で判定されます。
※IC定期券については、PiTaPa定期サービスを実施する各交通機関にお問い合わせください。
※PiTaPaご利用額はUCカードご利用額に合算されます。PiTaPaご利用額とUCカードご利用額の合計がUCカードのご利用可能枠を超えますと双方ともその月はそれ以上ご利用いただけませんのでご注意ください。

お問い合わせはお気軽に

PiTaPaに関するお問い合わせは

PiTaPaコールセンター

0570-014-111 (9:00~17:00 年中無休)

※この電話は大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。※大阪06-6445-3714でも承ります。

UC PiTaPaカードに関するお問い合わせは

UCコミュニケーションセンター

大阪 06-6226-0981 東京 03-5531-6200

(月～金9:00～17:30/土・日・祝日9:00～17:00)

UC PiTaPaカード会員特約

第1部 (UC PiTaPaカードの条項)

第1条 (総則)

本特約は、株式会社スルトとKANSAI (以下「スルト」という) および株式会社クレディセゾン (以下「CS」といい、「スルト」と「CS」をあわせて「両社」という) が提携して発行する「UC PiTaPaカード」(以下「本カード」という) の基本的事項を定めるものです。

第2条 (本カード申込資格および会員に対する本カードの貸与)

1.本カードの会員とは、CSが発行する「UCカード」(以下「UCカード」という) の会員資格を有する方で、PiTaPa会員規約 (以下「基本規約」という) および本特約を承認のうえ、両社に本カード利用の申込みをされ、両者が本カード利用を承諾した方とします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

2.本カードの所有権は両社の共有とし、両社が会員に対し本カードを貸与します。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条 (家族会員)

本カード発行の対象となる家族会員および家族カードは、両社が認めたものに限ります。

第4条 (サービス等の利用)

1.本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が各々提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。

(1) CSが提供するサービス。

(2) スルトが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。

2.会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第5条 (基本規約の読み替え)

基本規約の条文の一部を次の通り読み替えるものとします。

基本規約条項	読み替え前	読み替え後
第23条および第45条を除く全条項	三井住友カード株式会社 (以下「三井住友」という)	CS
第4条、第8条、第10条、第11条第1項・第2項、第33条、第34条	スルト	両社

第6条 (UCカード会員規約の適用)

基本規約の第9条、第16条、第17条、第18条、第37条第1項・第2項、第38条、第41条の各条項の定めにかかわらず、UCカード会員規約が適用されるものとします。

第7条 (本カードの利用代金の支払い等)

CSは、基本規約第32条第1項および第2項に基づくスルトが会員に対して取得する立替金債権について、会員に代わって、CSがスルトに対して立替払いを行う方法として、スルトと、CS、三井住友の3者で締結する立替払い契約に基づき、三井住友に対して支払うこととします。

第8条 (PiTaPa利用に関する会員請求)

本カードの利用により発生する会員が支払うべき一切の債務については、UCカードの利用により生じた債務とともにCSが一括して請求するものとし、会員は、UCカード会員規約に基づき支払うものとします。

第9条 (バリュー残高の返金と未払い債権への補填)

1.本カードを再製・再発行した場合または本カードを更新した場合、CSは、スルトに代わり本カードのバリュー残額をUCカードのお支払い口座へ返金するものとします。ただし当該返金月以降にCSより請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルトが適当と認めた場合を除き、本カードの現物がなくCSは返金に応じることができません。

2.会員が、本特約または基本規約の定めに基づき期限の利益を喪失した場合、CSは会員の承諾なしに、本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。

3.会員が退会した場合など、スルトが適当または必要と認めた場合には、スルトに代わりCSが会員に対して所定のバリュー払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとします。バリュー残額がバリュー払戻手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第10条 (会員資格の喪失)

1.両社は会員が次の事項の一つにでも該当した場合には、本カードの会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は速やかにカードを所定の方法により返還するものとします。

(1) 会員が本特約、またはスルトが定める会員規約・規定・特約もしくはUCカード会員規約のいずれかに違反した場合

(2) 両社のうちいずれかが、会員の本カードの利用を不適当と認めた場合

(3) UCカードの会員資格を喪失したとき。

2.前項より会員資格を喪失した場合、会員は当然に期限の利益を失い、直ちにCSに対し残債務の全額を弁済していただくこともあります。

第11条 (退会)

1.本会員が退会する場合は、本会員およびその家族会員のカードをすべて添え、所定の方法により届出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。

2.家族会員のみが退会する場合は、退会する家族会員の家族カードを添え、所定の方法により届出るものとします。

3.会員がUCカードを退会する場合は、本カードも退会になります。

第12条 (本規約の変更等の準用)

UCカード会員規約第19条 (規約の改定並びに承認) の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条 (規約の改定並びに承認) 中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第13条 (会員規約・規定・特約の適用)

両社が各々提供するサービス等については、スルトが定める会員規約・規定・特約およびUCカード会員規約が適用されます。これらの会員規約などあらゆる会員規約・規定・特約と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、スルトが定める会員規約・規定・特約およびUCカード会員規約が適用されるものとします。

第14条 (準拠法)

会員と両社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第15条 (合意管轄裁判所)

会員と両社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地、スルトおよびCSの本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2部 (個人情報に関する条項)

第16条 (個人情報の提供および利用)

1.会員および入会を申込みされた方 (以下総称して「会員等」という) は、基本規約第39条に基づきスルトと、スルトの本カードに係る業務委託会社である三井住友およびCSが取得、利用する個人情報について、本特約に基づく業務を行うにあたり、保護処置を講じた上で本特約およびUCカード会員規約《個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項》の定めに従い、取得、利用することに同意するものとします。

2.会員等はCSが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、基本規約第41条および第42条に代えて本特約およびUCカード会員規約が適用されることに同意するものとします。また、会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込みをした事実は、当該契約の不成立の理由を問わず、UCカード会員規約《個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項》の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、スルトとは基本規約第41条にかかわらず個人情報機関を利用しません。

3.会員等がCSに当該個人情報について開示を求める場合には、UCカード会員規約の定めに従い連絡してください。

4.会員等は、両社が本カードの発行および会員管理のため、それぞれ適切な保護措置を講じたうえで、本カードに関する会員等の個人情報のうち、下記情報を相互に提供し、利用することに同意します。

(1) スルトおよびCSの会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カードの会員等の情報。

(2) 本カード申込みに対する審査の結果 (その理由を除く)。

(3) 本カードの申込みにより発行されるカード会員番号・有効期限および変更後のカード会員番号・有効期限。

(4) カード会員番号が無効となった事実 (その理由を除く)。

(5) 本カードの会員資格の喪失 (その理由を除く)。

5.両社は、会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、本特約に定める目的以外には利用しないものとします。

6.本カードの発行により両社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問合せ先は、本特約末尾記載の両社とします。

個人情報に関するお問合せ先

株式会社スルトとKANSAI

〒542-0081 大阪市中央区南船場3丁目11番18号 電話06-6258-0777

株式会社クレディセゾン (業務委託会社)

UCカードコミュニケーションセンター

〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22 ユビキタス 電話03-6893-8200